

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 5月26日(月)

今週のこよみ

コメ通販詐欺サイト

米の価格高騰が続く中、格安で米を販売すると謳った通販サイトで注文した商品が届かない等の詐欺被害が増加しており、国民生活センターが注意を呼び掛けている。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/26(月) 友引

27(火) 大安 旧暦5月1日

28(水) 赤口

29(木) 先勝 ゴルフ・全米女子オープン

30(金) 友引 消費者の日、アジア安全保障会議

31(土) 先負 世界禁煙デー

6/ 1(日) 仏滅 気象記念日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

5/19(月)	37,499 ▼255	144.84 △0.40
20(火)	37,529 △30	144.12 △0.72
21(水)	37,299 ▼230	143.88 △0.24
22(木)	36,986 ▼313	143.04 △0.84
23(金)	37,160 △174	143.31 ▼0.27

欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

国税庁が公表した「令和5年度分会社標本調査」によると、法人数295万6717社のうち、利益計上法人は過去最大の115万3514社、欠損法人は180万3203社であり、その欠損法人割合は61.0%となっています。

◆ 欠損金額は10年間の繰り越しが可能

青色申告書を提出する法人に欠損金（税務上の赤字）が生じた場合は、「繰越控除」や「繰戻還付」が適用できます。

欠損金の繰越控除は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間（平成30年4月1日以前に開始した事業年度の欠損金は9年間）にわたって欠損金を繰り越す制度で、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額（黒字）から繰越欠損金を控除できます（複数の事業年度に生じた繰越欠損金がある場合は、最も古い事業年度のものから順に控除）。

なお、中小法人等（資本金1億円以下）は各事業年度の所得金額を限度に控除できますが、中小法人等以外の法人は所得金額の50%が限度額です。

◆ 前期の黒字と相殺する繰戻還付

欠損金の繰戻還付は、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻すことができる制度であり、前事業年度の黒字と相殺することで既に納めた法人税額から赤字分の還付を受けられます。

この繰戻還付は原則として中小法人等に限り適用できます。ただし、災害損失欠損金額（災害により棚卸資産や固定資産などに生じた減失や原状回復等による損失）や解散等の事実が生じた場合の欠損金額などは中小法人等以外の法人も適用可能です。

■ この記事の詳細は、情報BOX201520

大学生年代の被扶養者認定を年収150万円に

令和7年度税制改正で特定親族特別控除の創設等が行われ、19歳以上23歳未満の親族については給与収入150万円（合計所得金額85万円）まで特定扶養控除と同じ63万円の所得控除を受けることができ、給与収入188万円（同123万円）まで段階的に逡減された控除額を適用できます。

これを踏まえて、健康保険の被扶養者に係る認定要件の取扱いも変更する方針です（パブリックコメント実施中）。具体的には、被扶養者の年間収入に係る認定要件（130万円未満）について、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満の場合は「150万円未満」として取り扱われる予定です（令和7年10月から適用）。

来月から事業者の熱中症対策を強化

本年6月から労働安全衛生規則の改正により、熱中症の疑いがある労働者の早期発見や重篤化を防ぐための措置等が事業者には義務付けられます。

事業者は熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、作業者が熱中症の自覚症状を有する場合や熱中症の疑いがある作業者を発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、周知しなければなりません。また、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送など症状の悪化を防止する措置の実施手順の作成及び周知が必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

欠損金が生じた場合の「繰越控除」と「繰戻還付」の概要

◆欠損金の繰越控除の概要

確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前 10 年※以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、各事業年度の所得金額の計算上、損金に算入されます。※平成 30 年 4 月 1 日に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は 9 年。

◎適用対象

欠損金の繰越控除は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人が適用対象となります。

欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であっても、その欠損金額については繰越控除の規定が適用されます。

◎繰越控除される欠損金額

繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の日前 10 年（平成 30 年 4 月 1 日に開始した事業年度は 9 年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額です。ただし、この欠損金額からは、繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された欠損金額および「欠損金の繰戻しによる還付」の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。

また、損金の額に算入される欠損金額は、資本金 1 億円以下の中小法人等の場合、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が限度となります。例えば、繰越欠損金が 150 万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が 100 万円の場合、150 万円のうち 100 万円が損金に算入され、その事業年度の所得金額は 0 となります。

中小法人等以外の法人の場合、各事業年度（更生手続開始の決定等の一定の事実が生じた法人や新設法人の一定の事業年度を除く）における控除限度額は繰越控除前の所得金額に一定の率を乗じた金額とされており、平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度は所得金額の 50%となります。

※繰越欠損金が 2 以上の事業年度において生じている場合には、最も古い事業年度において生じたものから順次損金算入をします。

◆欠損金の繰戻し還付の概要

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合（以下、この事業年度を「欠損事業年度」）において、その欠損金額を欠損事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度（以下「還付所得事業年度」）に繰り戻して、納付している法人税額うち欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができます。

◎適用対象

青色欠損金の繰戻し還付は、中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人など）に限り適用できる制度で、還付所得事業年度から欠損事業年度まで青色申告書である確定申告書を提出しており、欠損事業年度の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出することで適用できます。

なお、中小企業者等以外の法人であっても、①清算中に終了する各事業年度の欠損金額、②解散等の事実が生じた場合の欠損金額、③災害損失欠損金額、④銀行等保有株式取得機構の欠損金額については、欠損金の繰戻し還付を適用できることとされています。

◎解散等の事実が生じた事業年度の欠損金の繰戻しによる還付

解散、事業の全部の譲渡、会社更生法等の規定による更生手続の開始など一定の事実が生じた場合で、解散等の事実が生じた日前 1 年以内に終了した事業年度または解散等の事実が生じた日の属する事業年度において生じた欠損金額がある場合は、欠損金額を繰り戻して法人税の還付を請求することができます。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付

災害により災害損失欠損金※が生じた場合、災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 ヶ月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前 2 年（白色申告書の場合は前 1 年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税額の還付を受けることができます。※災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額（保険金、損害賠償金等により補てんされるものを除く）をいい、資産の滅失等により生じた損失や、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失、被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の合計額です。